

移動等円滑化のために必要な公園施設の設置基準について

関係法律	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条(バリアフリー法)
法律の内容	地方公共団体が公園管理者等である場合の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準については、主務省令で定める基準を参酌して、当該特定公園施設に係る公園管理者等である地方公共団体の条例で定めるものとされました。
国の基準令	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
独自基準の制定	現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、国の定める基準の内容を条例基準として決めました。
用語の説明	特定公園施設・・・移動等円滑化が特に必要なものとして政令(出入口や便所等の基準)で定める公園施設
条例施行予定日	平成25年4月1日
担当	都市整備推進室 63-8826